

補助金廃止で 生命・財産が危機?!

(市町村長緊急アンケート調査結果)

平成16年9月

市町村長からの生の声

- 一 国民の生命・財産を守るためには、着実な災害対策が不可欠
- 二 知られていない補助金廃止案の問題
- 三 税源移譲では十分な災害対策は不可能
- 四 機動的・集中的な事業実施のためには、補助制度が必要
- 五 後追いの災害復旧よりも、被害を未然に防止する災害予防が重要
- 六 水害・土砂災害からの安全は、国が責任を持って保障すべき

一の声

国民の生命・財産を守るためには
着実な災害対策が不可欠

Q1. 河川・砂防関係事業（河川、砂防、地すべり、がけ崩れ）による災害対策は今後とも必要だと思いますか。



平成16年も新潟・福島豪雨、福井豪雨を始め、立て続けに日本列島を襲った台風により、北陸、四国、九州、中国、近畿地方等の全国各地で、多くの人命や財産が失われるなど甚大な被害が発生しました。



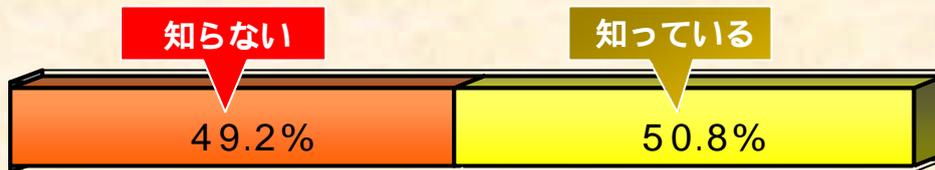
新潟・福島豪雨における浸水被害（新潟県中之島町）



福井豪雨における土砂災害被害（福井県美山町）

二の声 知られていない補助金廃止案の問題

Q 2. 地方六団体の補助金廃止案では、河川事業の7割が廃止、砂防関係事業の9割が廃止とされていることを知っていますか。



Q 3. 地方六団体が示した廃止対象補助金は、必要性の議論からではなく、形式的な整理により、都道府県のみが事業主体のものを単に積み上げたことによるものであることを知っていますか。



Q 4. 廃止対象補助金ではない災害復旧や激特事業等*も、廃止対象となっている通常の河川・砂防関係補助事業の予算をもとに成り立っており、これらの事業が廃止されると激特事業等による災害の再発防止対策も困難になることを知っていますか。



*激特事業等：災害により大きな被害が生じた地域において、再び同様の災害によって被害が生じることを防止するため、緊急に整備を実施する事業

8月24日、地方六団体による国庫補助負担金等に関する改革案が政府に提出されました。

この案では、必要性の議論からではなく、形式的な整理から都道府県のみが事業主体の補助金を廃止対象として積み上げたことから、結果として河川事業の約7割、砂防関係事業の約9割が廃止対象となっています。

災害復旧や激特事業等（激甚災害特別事業、復旧関係緊急事業、床上浸水対策事業等）は廃止の対象から除外されていますが、これらと一体不可分である通常の河川・砂防関係補助事業が廃止された場合には、激特事業等も制度的に成り立たなくなり、災害の再発防止のための緊急対策も困難になります。

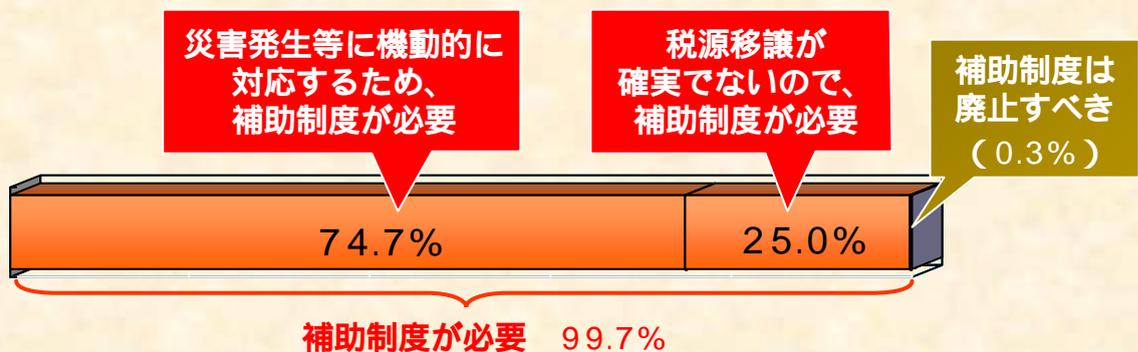
三の声 税源移譲では十分な災害対策は不可能

Q 5. 仮に税源移譲しても、地方交付税等による財源調整では、河川・砂防関係事業のように、極端な地域的・時間的変動を伴うものへの対応は困難であり、災害対策が不十分となる懸念はありますか。



四の声 機動的・集中的な事業実施のためには補助制度が必要

Q 6. 災害の発生状況等に応じて機動的・集中的な対応が必要な災害対策の特性、「建設国債により財源を賄っており税源移譲に繋がらない」との指摘を踏まえ、河川・砂防関係補助事業についてどのように考えますか。



災害被害は、時間的・空間的に大きく変動しています。

< 公共施設被害額上位 >	1位	2位	3位	4位
平成14年	岩手県	福島県	栃木県	岐阜県
平成15年	北海道	福岡県	高知県	静岡県
平成16年	新潟県	福井県	宮崎県	高知県

平成16年は9月15日現在

災害の発生等に対応する河川・砂防関係事業では、限られた全国の予算を機動的・集中的に配分することが必要です。

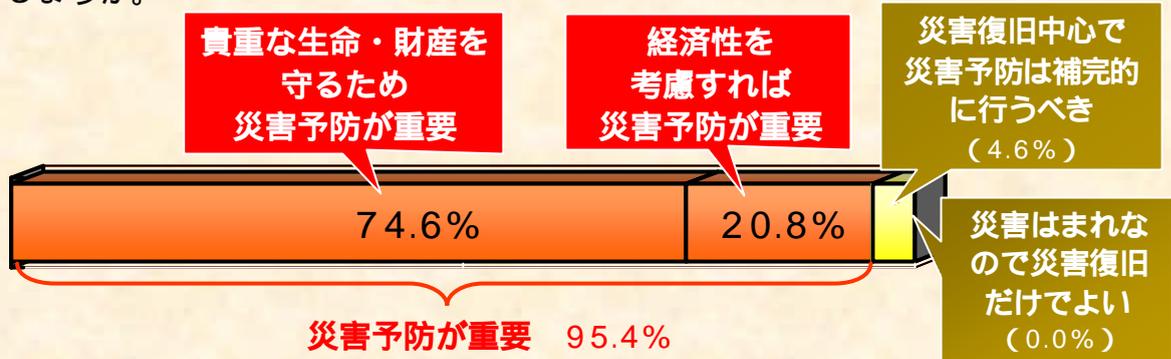
地方交付税等の外形的な配分による対応では限界が指摘されています。

今後も、地方の自主性、裁量性を高めつつ、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える補助制度の活用が必要です。

五の声

後追いのな災害復旧よりも 被害を未然に防止する災害予防が重要

Q 7. 災害対策には、災害発生後に対応する災害復旧的なものと、未然に災害の発生を防止する災害予防に区分されます。今後の災害対策はどのようにあるべきでしょうか。



六の声

水害・土砂災害からの安全は 国が責任を持って保障すべき

Q 8. 河川・砂防関係事業といった災害対策についての基本的考え方は？



我が国を災害から守るため、当会では補助制度についての決議をしています。

治水関係事業費の必要額の確保を図る。国が必要な事業費の保証、調整機能を確保し、国庫補助負担金を機動的かつ重点的に措置することが不可欠。その上で、補助制度について地方の自主性・裁量性を高めるための改革をさらに進める。

調査概要

調査対象	社団法人全国治水砂防協会・ 全国治水期成同盟会連合会 加盟市町村 2,846市町村長
回答数	2,219市町村長 (回答率 78.0%)
調査方法	郵送, F A X
調査時期	平成16年9月

調査主体

社団法人全国治水砂防協会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5
TEL 03-3261-8386
全国治水期成同盟会連合会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5
TEL 03-3222-6663